

2013年5月22日

お客様各位

株式会社 MOL JAPAN

ブラジル税関システム SISCARGA についてのご案内 (要約)
//一部追加・変更のご案内 Updated on 22/May, 2013//

2009年4月1日付で、ブラジル税関が SISCARGA 規定に則っていないオリジナル B/L、マニフェストに対する罰則を強化する旨、ご案内申し上げておりますが、内容に一部追加及び変更がございますので下記の通りご案内申し上げます。

お客様におかれましては、現地での貨物引渡し遅延/罰金等、無用のトラブルを避けるためにも、Shipping Instruction (Dock Receipt) を提出頂く際は十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

また訂正がある場合、本船のブラジル 1st calling port 入港 5 日前(弊社サービスの場合は Santos 入港 5 日前)までのご依頼をお願いしておりましたが、休日等が入ることも想定し、切日をブラジル 1st calling port 入港 7 日前(Santos 入港 7 日前)に変更とさせていただきます。

罰金が課されるのは本船のブラジル 1st calling port 入港 48 時間前以降ですが、ぎりぎりに訂正依頼頂いた場合、対応申し上げきれない場合がございますので、切日までのご依頼にご協力頂けますようお願い申し上げます。

＜ブラジル向け B/L マニフェスト必須項目＞

1. Consignee 様の CNPJ No. (Unique Personal Tax Number Code)
2. **Notify Party 様の CNPJ No. (Unique Personal Tax Number Code) * * * 追加項目 * * ***
3. Commodity の NCM コード (Cargo Harmonized Code Number (商品コード))
4. 貨物の Gross Weight KGS per コンテナ (コンテナ tare weight は含まず)
5. 貨物の総容積 Cubic Meters (M3) per コンテナ

* Remark: 1) オリジナル B/L とマニフェスト情報は完全合致が義務付けられています。

2) Consignee 様に加えて Notify Party 様の CNPJ No. もマニフェスト必須となります。

＜B/L 訂正に関する補足＞

B/L 訂正は、本船がブラジル 1st calling port に入港する 7 日前までにご依頼頂きますようお願い致します。弊社南米東岸向け CSW 航路サービスは、Santos/Paranagua/Navegantes/Sao Francisco do Sul の順で寄港致しますが、Paranagua/Navegantes/Sao Francisco do Sul 向けについても、Santos 入港の 7 日前が切日となりますのでご注意ください。

切日を過ぎてから B/L 訂正をお引受する場合は、現地側にて弊社代理店より Consignee 様へ別途 L/G 差し入れをお願いさせていただきます。

<CNPJ No.に関する補足>

- * Consignee 様が TO ORDER の場合
Consignee CNPJ No.は不要ですが、代わりに Notify Party の CNPJ No.と Full Address (電話番号があればなお良い)の記載が必須です。
- * Consignee 様が TO ORDER OF THE BANK の場合
Bank CNPJ No.の記載が必須です。Bank CNPJ No.を記載することなく Notify Party CNPJ No.のみの記載ではブラジル税関が許可しません。
- * * 但し、揚げ地側での通関に際しては、Consignee 欄はブラジルの Final Importer であることが必須となります。一旦 Consignee 様を TO ORDER として B/L 発行する場合、本船のブラジル 1st calling port (Santos) 10 日前迄に Consignee 欄の訂正を完了いただく必要があります。

<NCM コードに関する補足>

- * 引越し貨物 (Consignee 様:個人) の場合
個々の会社に割り当てられている CNPJ No.に相当する、個々人用 CPF No.を記載する必要があります。CPF No.はブラジル国籍を持つ方に割り振られているナンバーで、CPF No.を持っていない外国籍個人の場合は、パスポート No.を記載する必要があります。

* 本船がブラジル 1st calling port に入港する 5 日前までに貨物容積 (M3)、NCM コードを準備頂けていない場合、便宜上、弊社にて以下内容にてブラジル税関へ申告させていただきますのでご了承ください。本対応により、現地通関時にトラブルが発生したとしても弊社は責任を負いかねますので、必ず〆切日までに記載必須項目をお知らせください。

- ・ M3 不記載の場合・・・20FT DRY:33 M3, 40FT DRY:67 M3, 40FT HC:76 M3
- ・ NCM コード不記載の場合・・・NCM グループの中の最も近いと思われるカテゴリーの NCM コード。または Miscellaneous コード:9797
- ・ 1 B/L に複数コンテナがある場合で、コンテナ毎に NCM コードが記載されていない場合には各コンテナ毎に同じ NCM コードをレポートします。

<Commodity に関する補足>

* Case Mark & No.情報は記載必須項目ではないものの、ブラジル税関との無用のトラブルを避けるために記載する方が安全です。

<Attached Sheet に関する補足>

* Commodity 情報は全て B/L 面上に記載されるのが望ましいとされていますが、もし情報量が多い場合は、従来通り Attached Sheet の添付が可能です。但し、ブラジル税関職員によっては、字が見えにくい、B/L No.が手書きである等の理由から Attached Sheet を B/L の一部とみなさない場合があるとの情報が入っております。

この為、現地税関での無用のトラブルを避けるためにも、弊社はお客様が準備された Attached Sheet を B/L に添付するのではなく、弊社にて弊社規定 Attached Sheet フォームに入力し直した上で B/L に添付致しますのでご了承お願い致します。

弊社にて入力し直す際に入力ミスを防ぐため、お客様におかれましては是非 NACCS によるデータ送信、または Attached Sheet のデータ化 (Excel もしくは Word File) をお願い申し上げます。Attached Sheet をデータ化して送信頂く場合には、下記 E-mail アドレスへ送信お願い致します。

メール題名： 船名 Voyage No./積み港/弊社ブッキングナンバー
宛先 : jpyokdocds@mol-liner.com
molip-jpus@mol-ips.com.cn
molip-jpaf@mol-ips.com.cn

<Shipper/Consignee/Notify Party に関する補足>

EDI データ送信の都合上、弊社では、Shipper 様/Consignee 様/Notify Party 様欄に記載できる情報量が、35 文字 x 5 行 となっており、これ以上の情報量となった場合には B/L Body 欄にはみ出して記載する事となります。一方、ブラジル税関は明確な罰則は規定していないものの、Shipper/Consignee/Notify Party 情報はそれぞれの欄内に全て記載されるべきとの見解があるとの情報が入っております。

お客様におかれましては、Shipper 様/Consignee 様/Notify Party 様情報が当該欄内に収まるよう、なるべく 35 文字 x 5 行の文字数内にて Shipping Instruction を差し入れて頂きたく、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。

お客様から差し入れて頂いた Shipping Instruction の当該情報量が弊社記載可能情報量上限値を超えている場合、個別にお客様へご確認/ご相談させて頂く場合がございますので予めご了承ください。

以上

問合せ先

マーケティンググループ 南米・アフリカトレード担当 (TEL : 03-3587-7133)

Panama 経由サービスでの Manaus、Vila Do Conde 向けに関しては、以下まで
お問い合わせください。

マーケティンググループ 北米トレード担当 (TEL : 03-3587-7071)

Mitsui O.S.K. Lines (Japan), Ltd.

www.moljapan.co.jp

